

札幌文化芸術交流センター SCARTS 文化芸術振興助成金交付事業要領

令和3年9月1日制定
令和4年4月1日改正
令和4年11月1日改正

(目的)

第1条 この要領は、札幌市芸術文化財団（以下、「財団」という。）が、本市における文化芸術活動のさらなる発展のために、札幌市から補助金の交付を受けて実施する札幌文化芸術交流センター SCARTS 文化芸術振興助成金（以下「助成金」という。）の支払い方法その他について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請者)

第2条 助成金の交付申請を行うことができる対象者（以下、「申請者」という。）は、以下の要件のいずれかを満たす、文化芸術活動を行う団体、民間事業者又は個人とする。

- (1) 札幌市内に団体所在地又は個人の住所があること。
- (2) 文化芸術活動の拠点が札幌市内にあり、将来においても札幌市を中心に活動する予定があること。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体及びそれらの出資団体等については、申請者からは除かれるものとする。

(助成内容)

第3条 助成対象活動及び助成金額の上限額は以下のとおりとし、詳細については、各年度において定める助成金交付事業募集要項（以下、「募集要項」という。）において定めるものとする。

事業区分	助成の対象となる活動	助成金額上限
特別助成事業	新たな創造活動の可能性を切り拓く、独創性及び革新性に優れた文化芸術活動を対象として、多数の札幌市民の文化芸術創造環境の向上に資する活動	募集要項において別途定める助成対象となる活動経費について申請可能とし、申請上限額は200万円までとする（申請下限額は50万円とする）。
一般助成事業	地域における実演芸術の発表や展覧会など多様な文化芸術活動を対象とし、文化芸術の裾野を広げる活動や地域の活性化、まちづくりの推進等への寄与などが期待される活動	募集要項において別途定める助成対象となる活動経費について申請可能とし、申請上限額は25万円までとする（申請下限額は10万円とする）。

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする活動、政治的又は宗教的活動、慈善活動（募金活動を主とするもの）、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める「暴力団」に該当するもの）及びそれらと関係を有する団体等が行う活動並びに特定の企業名を冠する活動については助成対象活動から除くものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、札幌市及び札幌市が構成団体の一つとなっている団体から助成金又は補助金の交付を受けている活動に対して、重複して助成を行わないこととする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、財団及び財団が構成団体の一つとなっている団体から助成金又は補助金の交付を受けている活動、財団と共催する活動に対して、重複して助成を行わないこととする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費については、募集要項にて別途定めるものとする。

- 2 前項の対象経費について、他の団体からの補助金等が重複する場合には、当該他団体からの補助金等に相当する額を除いたものを対象経費とする。

(助成金の申請)

第5条 申請者は、別に定める期日までに、募集要項において定める所定の助成金交付申請書に必要な書類を添えて、財団理事長（以下、「理事長」という。）宛に提出しなければならない。

(助成対象活動の決定)

- 第6条 理事長は、前条の申請書を受け取ったときには、別に定める札幌文化芸術交流センター SCARTS 文化芸術振興助成金交付事業審査委員会（以下、「委員会」という。）設置要領に定める委員会を開催し、必要な審査を行ったうえで、助成対象活動を決定しなければならない。
- 2 前項の規定により、理事長が助成対象活動を決定した際には、速やかに助成対象活動決定通知書により、申請者に対してその結果を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下、「助成対象者」という。）は、
当
該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、
交付決定の通知を受領後、速やかに助成金交付申請取下げ書により申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により取り下げの場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付申請取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。
 - 3 前2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成対象活動の表示)

第8条 助成対象者は、活動の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に別に定めるロゴマークを掲載し、併せて当財団が助成する活動である旨も明記しなければならない。

(助成対象活動の変更等)

第9条 助成対象活動の実施に際して、内容や経費総額又は収支予定を変更したり、若しく

は活動の内容全体又は一部を中止したりする場合には、別に定める助成対象活動変更申請書もしくは助成対象活動中止申請書により、あらかじめ理事長にその計画を提出し、承認を得なければならない。

(助成対象活動の視察等)

第10条 財団は、助成対象活動の適切な実施を確認し、又は助成対象者の育成を図ること等を目的として、原則として活動の視察を行うものとする。なお、第3条において定める特別助成事業として助成の対象となった活動については、その活動規模や波及効果等を鑑み、委員会の委員等による視察及び活動の講評を行うこととし、講評結果については助成対象者に通知するとともに、札幌市民等からの申出に応じ公開することも可能とする。

(助成金の交付方法)

第11条 助成金額については、原則確定払いとする。

2 助成対象者から所定の様式により概算払いの申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、助成対象活動決定通知書により通知した交付予定金額の2分の1の範囲内において概算払いをすることができる。

3 前項の概算払いについては、各助成対象活動につき1回を限度とする。

(実績の報告)

第12条 助成対象者は、助成対象活動の完了した日から30日以内に助成対象活動実績報告書及び募集要項において定める関係書類を添えて、理事長宛に提出しなければならない。

2 助成対象者は、助成対象活動の成果を札幌市民に広く普及発信すること等を目的として、原則として活動報告会へ出席するものとする。

3 前条第2項に定める概算払いにより既に助成金額の一部を受けた助成対象者は、助成対象活動実績報告書提出時に、概算払いにより受けた額の精算も併せて行わなければならない。

(助成金額の確定及び通知)

第13条 理事長は、前条の助成対象活動実績報告書等を受け取ったときは、これを審査し、助成金額を確定させ、助成金交付額確定通知書により助成対象者に通知しなければならない。

(助成金の交付請求及び精算)

第14条 助成対象者は、前条に規定する助成金額の交付額確定通知を受け取った際には、助成金交付請求書により助成金の請求を行うものとする。

(経理関係書類の保管)

第15条 助成対象者は、助成対象活動実施に係る収支を明らかにした経理書類を、助成対象活動を完了した日の属する年度の翌年度から7年間保管し、報告を求められた場合には速やかに提出しなければならない。

(助成対象活動の調査)

第16条 理事長は、助成対象活動の適正な実施を確保しなければならないときには、助成対象者に対して報告や活動実施に係る関係書類等の開示を求めるなどして、必要な調査を行うことができる。

(助成対象活動の実施に係る是正命令等)

第17条 理事長は、助成対象者からの実績報告及び前条において定める調査等により、助成対象活動として交付決定を受けた活動内容等に沿って活動が遂行されていないことを確認した場合には、可能な範囲でこれを是正し、決定内容に沿って活動を実施するよう命令することができる。

2 前項による是正命令等を受けた助成対象者は、当該命令等に従い速やかに是正措置を講じなければならない。

(助成金交付決定の取り消し)

第18条 理事長は、助成対象者が以下に該当すると判断した場合は、その理由を明示したうえで、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不実の申告その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象活動の実施以外の用途に使用したとき。
- (3) 事前に届け出ることなく活動の全部又は一部を変更、中止もしくは遂行しないとき。
- (4) 第10条に定める視察等や第16条に定める調査及び第17条に定める是正命令等に応じないとき。
- (5) 公序良俗違反等各種法令又は本要領等に違反するとき。

2 前項の規定により、理事長が全部又は一部の助成決定の取り消しを行う場合は、助成金交付決定取消通知書により助成対象者へ通知することとする。

3 第1項の規定については、第13条における助成金額の確定があつた後においても適用されるものとする。

(助成金の返還)

第19条 理事長は、前条の規定により助成対象者に対して交付決定の取り消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときには、期限を定めて助成金の返還を求めなければならない。

2 理事長は、確定した助成金額に対して、既にその額を超える助成金額を交付していたときにも、期限を定めて助成金の返還を求めなければならない。

(違約金)

第20条 助成対象者が、前条第1項に規定する理由により、助成金の交付決定の全部又は一部の取り消しを受け、助成金の返還を求められた場合には、取り消し額の12分の1に相当する額を違約金として上乗せした返還決定金額を、返還通知により定められた期限までに支払わなければならない。

(延滞金の加算)

第21条 助成対象者が、第19条に規定する理由に基づき助成金の返還を求められたにもかかわらず、これに応じない場合には、返還期限の翌日から2月を経過する日までは年7.3%、それ以降の日からは年14.6%の割合で計算した延滞金（100円未満切り捨て）を加えた額により財団に納付しなければならない。

(助成金の申請禁止)

第22条 第18条第1項各号に規定する理由により助成金の交付決定の取り消しを受けた場合には、当該助成対象者は、以後本制度に基づく助成金の申請を行うことができないものとする。

(天変地異等による活動の中止)

第23条 助成対象者が適正に活動を実施しようとした際に、不可抗力（天変地異、交通機関の事故・ストライキ、国内情勢の変化、感染症の蔓延その他）により活動の全部又は一部の実施が困難になった場合には、理事長に対して届出を行い、活動を中止することができる。

2 前項に基づき活動の中止をした場合、活動の中止決定以前に要した活動対象経費については、精算を行うことにより、助成金額の交付を行うことができるものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、財団と助成対象者との協議により、理事長が定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附則（令和4年4月1日公益財団法人札幌市芸術文化財団理事長裁定）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年11月1日公益財団法人札幌市芸術文化財団理事長裁定）

この要領は、令和4年11月1日から施行する。